仙台市立秋保中学校いじめ防止基本方針 (平成29年改訂版)

1. 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及 び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれ があるものである。

仙台市立秋保学校(以下「本校」という。)においては、これまでも、いじめは決して許されない 行為であるとの認識の下、いじめの防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立秋保中学校いじめ防止基本方針」(以下「本校基本方針」という。)をここに策定する。

2. 基本的考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職 員一丸となって取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉 (法第3条より)

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、 児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが 行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校は、この基本理念の下、市基本方針にある「かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、 元気で明るく学び、健やかに成長していく。」ことができるよう、いじめをなくすための対策に、 強い決意で取り組んでいくものとする。

(2)いじめの定義

〈いじめの定義〉 (法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(作為であるか無作為であるかを問わないものとし、インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであるとの 認識をもって、対応に当たる。

(3) いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して「秋保中学校いじめ撲滅」のために、学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携の下、取り組むものとする。

①いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、生徒一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない。」という認識を持つことが必要である。そのためには、本校では特に以下の項目をいじめ防止の土台として考え、学校全体でいじめの未然防止に努め、生徒一人一人が自己有用感を持ち、健やかに成長できるような集団づくりに努める。

- ○「学級活動」「道徳」「総合的な学習の時間」等を中心に、学校教育活動全体を通じた計画的な 指導を行うとともに、いじめの問題を生徒自身が深く考える機会を設けることや、生徒のいじめ をなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。
- ○PTA総会, 懇談会, 本校ホームページ等によって, いじめの問題についての家庭・地域の方々への広報に努めながら, 学校との共通認識の下, 連携していじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。
- ○全教職員が、インターネット等によるいじめや、障がいのある生徒がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な校内研修等を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

②いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるもの」との認識の下、全教職員が生徒の日常 的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする。

さらには、日頃から、生徒や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自の全生徒アンケート調査や全学年での面談による教育相談や三者面談等を計画的に実施し、いじめの早期発見に当たることが重要である。

いじめの発見のための情報の集約化や、組織的な共有のための校内体制づくりも不可決である。

③いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、不登校支援コーディネーター、生徒指導主事、いじめ対策担当教諭、特別支援教育コーディネーター、教頭を通じて校長へ報告し、全職員の情報共有の下、学校としての組織的な対応を行うものとする。

いじめられた生徒及びいじめた生徒への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧 な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。

なお、いじめが一旦解決したと判断される場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いていたり、解決はしたが、生徒の心のケアが必要なケースがあると考えられたりすることから、注意して継続的な見守りや声掛け、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切かつ確実に行っていくことが大切である。

- 〇いじめられた生徒に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にし、生徒の心の安定を図りな がら対応することを基本とする。
- 〇いじめた生徒には、いじめられた生徒の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるようにし、いじめを繰り返さないよう指導を行う。

④家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通 理解の下、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、生徒のいのちを大切にする心、他者を思いやり協力する態度を育むうえからも、「児童生徒による故郷復興プロジェクト」や本校校区内のボランティア活動、地域防災訓練の実施を通じ、地域における中学生の活躍の場、自己有用感の醸成を図る。

⑤関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。 特に本校においては、秋保中学校区地域教育協議会(秋保中学校区青少年健全育成連絡協議会) を中心に、湯元交番、児童館や市民センターなどとの協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

3. いじめの防止等のための対策の内容

- (1) いじめの防止等の対策のための組織
- ① 秋保中学校いじめ防止等対策委員会(いじめの防止等の対策のための組織)

本校においては、法第22条「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため「秋保中学校いじめ防止等対策委員会」(以下「本校対策委員会」という。)を設置する。

本校対策委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導主事、不登校 支援コーディネーター、学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラーとする。取組の計画策定な ど、案件により、学校評議員やPTA役員等の学校関係者も入れて意見を伺うことなどについては、 校長の判断により適宜対応することとする。

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることがで きる。 本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア. 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ. いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認, 実施結果の点検・評価
- ウ. いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ. いじめの事案が発生した場合の対処(事実関係調査,対応や指導等の方針決定など)
- オ. その他いじめの防止等に関する重要事項

② 秋保中学校いじめ調査委員会(いじめの重大事態発生の場合の調査組織)

法第28条「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」に定める重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は本校対策委員会を母体とし、学校評議員、PTA役員、学校医などの教職員以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「秋保中学校いじめ調査委員会」(以下「本校調査委員会」という。)を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「秋保中学校いじめ調査委員会設置要項」を定めておき、対象事 案が発生した場合には、委員を任命し迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取組

①いじめの防止

○いじめについて生徒自らが深く考える機会とすることを目的として、例年5月・11月の「仙台市いじめ防止「きずな」キャンペーン」期間中の自主的な取組について、生徒会やいじめストップリーダー等による活動を促し支援する。

○生徒がいじめに向かわない心や態度の育成のために,「いのちを大切にし,お互いの人格を尊重すること」を目標として,主に「学級活動」「道徳」や「総合的な学習の時間」などを活用して,学校教育活動全体で取り組む。

なお、実施にあたっては、各学年の年間指導計画を策定し、計画的に取り組むものとする。

- 〇いのちの尊さ、いじめの理解を促すため、適宜、いじめをテーマとした全校生徒参加の全体道 徳等を実施する取組を行う。
- ○いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況など について、本校ホームページ等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。
- ○いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため,市教育委員会主催等の会議及 び研修会に積極的に参加するとともに,職員会議等を活用し,全職員で共通理解を図る。

なお,実施にあたっては,本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画し,実施すること を基本とする。

②いじめの早期発見

○いじめの相談は全教職員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、生徒、家庭や地域等に周知を図る。

生徒からの相談 = 担任、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ対策担当教諭、

家庭,地域住民からの相談 = 教頭,いじめ対策担当教諭,生徒指導主事,担任

- ○いじめ実態把握調査の他,生徒対象の本校独自のアンケート調査を隔月末に施する。アンケートについては,5年間厳重に保管する。
- 〇いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため,7月と11月に生徒及び保護者と の面談を実施する。
- ○いじめの情報を把握した場合の情報の集約化,いじめの発見・把握のための注意事項など,いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

③いじめへの対処

- ○事実確認の調査,その後の対応,改善指導など,本校としてのいじめに対する対処にあたっては,本校対策委員会が作成した「秋保中学校いじめ対応マニュアル」を下に,個々の事案の内容を踏まえて,本校対策委員会を中心に,適切に対応する。
- ○いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ、進級にあたっての校内での情報共有を図ると ともに、転校や進学にあたっては、個人情報にも留意しながら、適切な引継ぎに努める。

④地域や家庭との連携

○PTAとの共催により、いじめの理解・啓発に関する取組等を周知する。特に、インターネットやSNS等を悪用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。

具体的には、PTA総会や学年懇談等で実施する。

- ○学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を,本校ホームページ等により,家庭,地域の方々へ周知する。
- ○本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」において、地域の一員として、地域でのボランティア活動や、地域防災訓練において、生徒と地域の方々とが交流する内容を取り入れて実施する。

⑤関係機関との連携

○いじめを含めた生徒の非行や問題行動などの未然防止,早期発見を図るため,地域における青少年健全育成事業などを,秋保中学校区地域教育協議会(秋保中学校区青少年健全育成連絡協議会)をはじめ、地域団体、地域の関係機関との協働により取り組むものとする。

(3) 重大事態への対処

①重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、

- ○生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
- ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合などが考えられる。

②重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって,市教育委員会からの指示により,学校が主体となって調査を行う場合は,校長が本校調査委員会を設置して,適切に取り組む。また,市教育委員会が主体となって調査を行う場合には,その調査に協力する。

参考《重大事態の調査主体と調査組織》 市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案﹐

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき

[調査組織]

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

○ 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

[調査組織]

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

③調査結果の提供及び報告

学校は、本校いじめ調査委員会の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係 者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

4. その他の重要事項

本基本方針は、本校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行うものとする。また、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。